

【扶養となる条件】

家族を健保の扶養に入れるには、扶養と認められる**下記条件①～③の全てを満たした上で、保険者（コスモスイニシアグループ健保）の認定を受けることが必要です。**

認定日は、健保が届出に基づき扶養を認めた日となり、それまでは保険給付を受けることができません。

また、扶養の申請は、扶養されるようになった日から**5日以内に届出するよう義務付けられています。**

なお、被扶養申請者の状況により添付書類が異なるため、「被扶養者届（異動届）の添付書類一覧表」を確認のうえ、提出してください。

①被保険者の3親等内の親族であること。

直系尊属（父母・祖父母など）・配偶者・子・孫・兄弟姉妹以外は同居であることが必要です。

②被扶養者になろうとする人の現在の収入が、以下の条件を満たしており、かつその人の生計が主として被保険者によって維持されていること。（※1）

	扶養申請後 1年間の収入	扶養申請後 1ヶ月当りの収入	扶養申請後 1日当りの収入
60歳未満	130万円未満	108,334円未満	3,612円未満
60歳以上	180万円未満	150,000円未満	5,000円未満
障害者	180万円未満	150,000円未満	5,000円未満
同居の場合	扶養にしようとする人の収入が、被保険者の収入の1/2未満であること。		
別居の場合	被保険者の送金額が、扶養にしようとする人の収入と同額以上であること。		

◆失業給付受給者で上記基本手当日額を超える方は、失業給付受給中、被扶養者として認められません。

収入とみなすもの（例）	収入とみなさないもの（例）
給与 （通勤交通費ほか各種手当・税金を含む総支給額）	退職金
事業収入（必要経費を除き、実際に金銭の支出 をとみなさないものは収入に含む）*	不動産または株式などの売却益等一時的なもの
資産運用による収入（不動産・利子・配当金など）	冠婚葬祭に際して贈与される金銭
年金（公的年金・企業年金など）	災害を被ったことにより受けられる 補償金、見舞金、 保険金など
失業給付・傷病手当金・出産手当金など休業補償金	生活保護法にて自立更正を目的として貸付・恵与 される金額
奨学金（学費を除く）	原爆被害者に対する特別措置法により支給される金額
被保険者以外からの仕送りなど	死亡を事由に受けられる保険金
	個人年金（※2）・預貯金

（※1）この収入条件は被保険者が1人の家族を扶養にする場合の基準です。複数の家族を扶養にする場合、配偶者（扶養の優先義務者）がいる家族を扶養する場合、また被保険者の収入状況等によっては、基準内であっても被扶養者として認定されない場合もあります。

（※2）個人年金は預貯金と同様のものと考え、収入とはみなしません。

③主に被保険者の収入により生活をしていること。

一部援助では扶養の条件をみたくしません。また、被保険者の退職等で一時的に収入がなくなった場合、別途退職金・預貯金等を確認させていただく場合があります。

*被扶養者認定にあたっては、個別に審査を行うこととなりますので、就労可能と思われる年齢（中学を卒業した15歳以上60歳未満）の方の認定条件や事業収入の見方等、詳細についてはコスモスイニシアグループ健康保険組合にお問合せください。

<被扶養者（異動届）の問合せ及び提出先>

各社 社会保険担当

但し、任意継続を申請される方及び任意継続被保険者の方はコスモスイニシアグループ健康保険組合